

平成 30 年  
綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市



# 目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

## 議 案

4 2	平成 2 9 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 3	平成 2 9 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 4	平成 2 9 年度綾瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 5	平成 2 9 年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 6	平成 2 9 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 7	平成 2 9 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 8	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	1
4 9	動産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	3
5 0	市道路線の認定について（R 2 3 - 1 1）	4
5 1	市道路線の認定について（R 8 1 8 - 4）	5
5 2	市道路線の認定について（R 8 7 1 - 3）	6
5 3	平成 3 0 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊
5 4	平成 3 0 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
5 5	平成 3 0 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊

## 報 告

8	平成 2 9 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	7
9	平成 2 9 年度綾瀬市下水道事業特別会計継続費精算報告書について	1 1
1 0	平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	1 3
1 1	専決処分 of 報告について（綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例）	1 7

綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例

綾瀬市印鑑条例（昭和53年綾瀬町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「貼り付けられ、発行者又は代表者の印があるもの」を「貼り付けられているもの」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第16条 第14条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されていないものを除く。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であつて、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることの確認及び第7条第1項の規定による印鑑登録原票の登録事項のうち、同項第2号及び第3号に規定する事項を除き、複写した印鑑登録証明書の交付を多機能端末機により行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月4日から施行する。

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付を行うため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 災害対応特殊救急自動車
- 2 契約金額 24,645,816円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区栄町7番1号  
神奈川トヨタ自動車株式会社 直販部  
部長 鈴木 穰
- 4 契約の方法 一般競争入札  
平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

災害対応特殊救急自動車を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 23-11号線	上土棚南四丁目 1852番31地先	上土棚南四丁目 1852番32地先	42.0	4.5	

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 818-4号線	深谷南三丁目 2268番1地先	深谷南三丁目 2268番7地先	38.5	6.0	

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。



市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 871-3号線	深谷中四丁目 3515番32地先	深谷中四丁目 3515番24地先	64.7	4.5	

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

平成29年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について  
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成29年度綾瀬市一般会計継続費  
 平成29年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称) 保健福祉センター建設工事 (本体工事等)	平成27年度
			平成28年度
			平成29年度
		計	
		(仮称) 保健福祉センター建設工事 (外構工事)	平成28年度
			平成29年度
計			
8 土木費	3 河川費	準用河川比留川遊水地整備工事	平成28年度
			平成29年度
			計
	4 都市計画費	市道933-1号線整備工事	平成28年度
			平成29年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
188,420,000	30,505,000	44,200,000	100,000,000	13,715,000
401,940,000	177,040,000		100,000,000	124,900,000
921,322,480	188,313,000	167,300,000	339,794,055	225,915,425
1,511,682,480	395,858,000	211,500,000	539,794,055	364,530,425
36,400,000				36,400,000
63,978,440		10,200,000		53,778,440
100,378,440		10,200,000		90,178,440
38,870,000	12,950,000			25,920,000
69,123,520	8,370,000	14,400,000		46,353,520
107,993,520	21,320,000	14,400,000		72,273,520
20,128,000	14,089,000	5,400,000		639,000
49,337,600	34,536,900	13,300,000		1,500,700
69,465,600	48,625,900	18,700,000		2,139,700

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

年割額	全 体 計 画			
	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源	国 県 支 出 金		
円	円	円	円	円
188,550,000	30,505,000	48,400,000	100,000,000	9,645,000
991,221,000	177,042,000	365,900,000	400,000,000	48,279,000
331,912,000	188,318,000	134,800,000		8,794,000
1,511,683,000	395,865,000	549,100,000	500,000,000	66,718,000
40,700,000		38,200,000		2,500,000
61,070,000		57,400,000		3,670,000
101,770,000		95,600,000		6,170,000
43,200,000	20,410,000	20,100,000		2,690,000
64,800,000	21,733,000	38,100,000		4,967,000
108,000,000	42,143,000	58,200,000		7,657,000
20,127,000	14,089,000	5,400,000		638,000
88,563,000	61,994,000	23,900,000		2,669,000
108,690,000	76,083,000	29,300,000		3,307,000

年割額と支出済額の差	比 較			
	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源	国 県 支 出 金		
円	円	円	円	円
130,000		4,200,000		△ 4,070,000
589,281,000	2,000	365,900,000	300,000,000	△ 76,621,000
△ 589,410,480	5,000	△ 32,500,000	△ 339,794,055	△ 217,121,425
520	7,000	337,600,000	△ 39,794,055	△ 297,812,425
4,300,000		38,200,000		△ 33,900,000
△ 2,908,440		47,200,000		△ 50,108,440
1,391,560		85,400,000		△ 84,008,440
4,330,000	7,460,000	20,100,000		△ 23,230,000
△ 4,323,520	13,363,000	23,700,000		△ 41,386,520
6,480	20,823,000	43,800,000		△ 64,616,520
△ 1,000				△ 1,000
39,225,400	27,457,100	10,600,000		1,168,300
39,224,400	27,457,100	10,600,000		1,167,300

款	項	事業名	年度
10 教育費	3 中学校費	城山中学校空調設備機能復旧工事	平成28年度
			平成29年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
52,320,000	34,903,000	13,500,000		3,917,000
205,328,040	133,724,000	37,700,000		33,904,040
257,648,040	168,627,000	51,200,000		37,821,040

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
71,244,000	44,093,000	26,100,000		1,051,000
289,466,000	193,873,000	92,800,000		2,793,000
360,710,000	237,966,000	118,900,000		3,844,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
18,924,000	9,190,000	12,600,000		△ 2,866,000
84,137,960	60,149,000	55,100,000		△ 31,111,040
103,061,960	69,339,000	67,700,000		△ 33,977,040

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成29年度綾瀬市下水道事業特別会計継続費精算報告書について  
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成29年度綾瀬市下水道事業特別  
 平成29年度綾瀬市下水道事業

款	項	事業名	年度
2 事業費	1 下水道整備費	小園地区浸水対策バイパス管工事	平成27年度
			平成28年度
			平成29年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
60,000,000	30,000,000	30,000,000		
500,000,000	225,000,000	275,000,000		
310,608,520	153,452,000	157,100,000		56,520
870,608,520	408,452,000	462,100,000		56,520

会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

特 別 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
60,000,000	30,000,000	29,900,000		100,000
681,406,000	340,703,000	340,600,000		103,000
129,199,000	63,099,000	66,000,000		100,000
870,605,000	433,802,000	436,500,000		303,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		△ 100,000		100,000
181,406,000	115,703,000	65,600,000		103,000
△ 181,409,520	△ 90,353,000	△ 91,100,000		43,480
△ 3,520	25,350,000	△ 25,600,000		246,480

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由



## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.71)	— (17.71)	8.0 (25.0)	52.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

## 2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準



綾監第28号

平成30年8月20日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市監査委員 見上正信

綾瀬市監査委員 松澤堅二

平成29年度綾瀬市財政健全化審査の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度綾瀬市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年度綾瀬市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査期間

平成30年7月12日から平成30年8月13日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— 赤字はありません	12.71
連結実質赤字比率	— 赤字はありません	17.71
実質公債費比率	8.0	25.0
将来負担比率	52.9	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示

イ 資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— 資金不足はありません	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」と表示

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年9月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由



## 専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

### 綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

平成30年7月11日

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### 理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。